

事 務 連 絡
平成27年11月24日

(一社) 日本冷蔵倉庫協会 個人情報保護担当者 殿

国土交通省総合政策局物流政策課 (物流産業室)

本人確認書類として年金手帳を用いる場合の基礎年金番号の取扱いに関する留意事項について

年金手帳は、各種取引や届出等における本人確認の際に、本人確認書類として用いられる場合があります。

他方、国民年金法（昭和34年法律第141号）第108条の4により同法第14条に規定する基礎年金番号（以下「基礎年金番号」という。）の告知を求めると等は禁止されていることから、基礎年金番号の取扱いについてはこの規定の趣旨を踏まえた対応が必要です。

その際の留意事項は、以下のとおりですので、貴団体におかれましては、適切な取扱いが行われるよう、傘下企業に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 本人確認の際の留意事項について

本人確認書類として年金手帳の提示を受ける場合、当該年金手帳の基礎年金番号を書き写すことのないようお願いいたします。この場合において、当該年金手帳の写しをとる際には、当該写しの基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施していただきますようお願いいたします。

また、年金手帳の写しの送付を受けることにより本人確認を行う場合、あらかじめ顧客等から基礎年金番号部分にマスキングを施した写しの送付を受けるか、又は基礎年金番号部分にマスキングが施されていない写しについては基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施していただきますようお願いいたします。

2 年金手帳を本人確認書類とする場合の記載振りについて

ホームページやリーフレット等に本人確認書類として年金手帳を用いる際の留意点を記載する場合には、基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないようにする必要があります。

例えば、「年金手帳の写しを送付する場合には、基礎年金番号が記載されたページの写しを送付してください」といった基礎年金番号の告知を求めているかのような記載振りとならないよう留意してください。

以上